

佐賀県告示第 121 号

佐賀県県税条例（昭和 30 年佐賀県条例第 23 号。以下「県税条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項の規定により、令和元年佐賀県告示第 121 号（県税に関する申告期限等の延長）において別に告示で定めることとされている期日は、その申告期限等が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 4 月 29 日までの間に到来するもの（県税条例第 30 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により課する法人の県民税、同項第 5 号の規定により課する利子割、同項第 6 号の規定により課する配当割、同項第 7 号の規定により課する株式等譲渡所得割、県税条例第 47 条第 1 項の規定により課する法人の事業税、県税条例第 56 条の 2 の規定により課する地方消費税並びに県税条例第 70 条及び佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成 27 年佐賀県条例第 31 号）附則第 5 条第 10 項の規定により課する県たばこ税を除く。）について、同月 30 日とする。

令和 2 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義